

一般質問

9人の議員が一般質問

幕別町の
ここが聞きたい!!

一般質問とは、本会議で議員が行う町政全般に関する質問で、事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提案をすることをいいます。

幕別町議会では質問者1人につき答弁を含め60分の制限時間を設けています。

紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

ページ	質問議員	質問項目
6	内山美穂子 議員	① 地域おこし協力隊について ② 市街地活性化について
7	谷口 和弥 議員	① 「補足給付」見直しなどの介護保険サービス費の負担増から町民を守る施策を ② 地域おこし協力隊員をはじめとする定住・移住対策について
8	藤原 孟 議員	① 飲酒運転は重大な犯罪です ② 模倣犯の出現を恐れる保護者の声を届ける
9	野原 恵子 議員	① 高齢者が安心して住みつづけられる町政を
10	酒井はやみ 議員	① 高校生の生活と学びを支える支援を
11	岡本眞利子 議員	① 子宮頸がん予防ワクチンの情報提供について ② 特殊詐欺対策について
12	中橋 友子 議員	① 気候危機から町民の未来を守る取組を
13	石川 康弘 議員	① 生涯教育の役割について ② 労働者協同組合法の対応について
14	荒 貴賀 議員	① 公共施設の使用料値上げの見直しを

※この内容は、一般質問通告書に記載された質問項目です。



内山美穂子 議員
(拓政会)



「マクラショーケース」(本町)

問 幕別町は本町、札内、忠類地区それぞれの中心市街地で空き店舗が顕在する状況が長く続き、地域づくりの担い手が不足するなど、さまざまな課題に直面している。

こうした中、本町市街地の空き倉庫が民主導で「マクラショーケース」として再生され、地域資源貢献の新たなプラットフォームと

問 幕別市街地活性化策は

答 事業承継検討会議を設置し、支援に取り組む

して、地域のイベントや作品展などに活用され、認知度が上がってきている。

町内外の新しい人の流れが創出され、新たな起業の動きもあり、人が人を呼ぶ流れが市街地活性化へ好循環を生むものと期待されている。

この流れを止めないようオール幕別で地域づくりを進める必要があると考えることから、以下について伺う。

- (1) 町内で起業する人への支援は。
- (2) 空き店舗対策事業の対象要件の拡充を。
- (3) 新たな廃業が懸念されているが「継業」についての考えは。
- (4) サテライトオフィス誘致やコワーキングスペース整備の考えは。

町長

(1) 創業時における日本政策金融公庫等からの融資に対する利子および信用保証料の補助。また、「空き店舗対策事業」として、幕別地区、札内地区、忠類地区の中心市

街地に指定区域を設定して、その区域内で空き店舗を賃借して出店する方に、改修に要する経費と建物および駐車場の賃借料に対する補助を行っている。

(2) 他市町村の事例を研究するとともに、出店者のニーズや店舗所有者の意向を確認しながら、柔軟な対応をしていきたい。

(3) 町と商工会で継業も含めた事業承継に関する検討会議を設置し、事業承継の支援に取り組みたい。

(4) 空き店舗もさることながら、光回線の整備、空港への距離や自然環境の優位性をアピールし、空家情報等も含めて立地につなげたい。

【解説】

「コワーキング」とは、事務スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行う共同ワークスタイルで、一般的なオフィスと異なり、同一の会社や団体の所属に限らない者がスペースを共用し仕事を行っている。

問 地域おこし協力隊制度の取組を強化すべき

答 任用条件を選択できる柔軟な制度運用を図る

問 協力隊の任用にあたっての業務設計や受け入れ型などは自治体に委ねられている。

町の課題や既存事業者のニーズを掘りおこし、新たな分野で任用を。隊員が地域に根付き力を発揮できるよう起業し易い制度設計を。

町長

起業型については、成功が未知数な事業を、町が受け入れ応援する姿勢が求められるなどの課題もあるが、協力隊がチャレンジできる機会や環境を作ること、意欲の高い人材が地域に根付き、市街地を活性化し、事業者が抱える課題を解決する可能性を秘めている。

募集にあたっては、希望者が任用条件を選択できるなど、柔軟な制度運用を図っていきたい。

再質問

町長

副業が可能な働き方を。

地方公務員法38条「営利企業等への従事許可」により案件ごとに判断している。

今後は隊員の意向を踏まえ、副業が可能になるよう考えていく。



谷口 和弥 議員
(拓政会)



厚生労働省は「介護保険利用者の負担能力に応じた負担とする観点」から、サービス利用料の負担上限額や介護保険入所施設の食事代の改定を行った。それらによって、介護保険利用者がサービスの利用制限につながる可能性があることが心配される。

については、以下の点について町の考え等を伺う。

(1)高額介護（予防）サービス費の負担上限額が見直された。この改正で影響の受けるのは何世帯となる見込みか。

(2)介護保険施設における食費、いわゆる「補足給付」が見直された。この改正で影響の受けるのは何世帯となる見込みか。

(3)高額介護（予防）サービス費や補足給付の改正により、介護保険サービスの利用を減らすなどせざるをえなかった世帯があれば、町として何らかの支援策を検討すべきと考えるがどうか。

(4)幕別町民の特別養護老人ホームの待機者数は。また待機者数を調

問
「補足給付」見直しなどの負担増から町民を守る施策を

答
国庫負担割合を引上げるよう北海道町村会を通じて要望している

査する際の方法は。

(5)特別養護老人ホーム待機者数を減らしていくための考えは。

町長

(1)これまでの負担上限額である月額4万4400円から9万3000円に引上げとなったのが8世帯、14万1000円に引上げとなったのが13世帯である。

(2)11月末現在、補足給付の申請のあった316世帯のうち、施設サービスまたはショートステイの利用のいずれかにおいて、食費の負担限度額の引上げの影響を受ける世帯は283世帯、預

貯金の基準額の引下げにより補足給付の対象外となった世帯は15世帯である。

(3)町独自の支援策を行うことは考えていないが、今後も利用者の負担が過重となり、サービスの利用控えにつながることを望まないよう要望したい。

介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費の負担限度額が
令和3年8月1日から変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

1 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額が変わります。

補足給付の算定 所得の区分	令和2年度（前年度）	令和3年度（令和3.8月～）
年金収入等 80万円以下 (世帯主)	月額 1,000万円	月額 650万円、天婦 1,650万円
年金収入等 80万円超 120万円以下 (世帯主)	天婦 2,000万円	月額 550万円、天婦 1,550万円
年金収入等 120万円超 (世帯主)		月額 500万円、天婦 1,500万円

※世帯主とは、世帯の代表者として世帯の収入を申告する世帯主を指します。そのほかの世帯員は別表参照。

負担の負担限度額 の算定	施設入所者 (月1万円以下)	施設入所者 (月1万円超)	ショートステイ利用者 (月1万円以下)	ショートステイ利用者 (月1万円超)
年金収入等 80万円以下 (世帯主)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超 120万円以下 (世帯主)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超 (世帯主)	650円	1,360円	650円	1,300円

※施設入所者とは、介護保険施設に入所している方を指します。ショートステイ利用者とは、介護保険施設に入所している方を指します。

2 施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額が変わります。

施設入所者 (月1万円以下)	施設入所者 (月1万円超)	ショートステイ利用者 (月1万円以下)	ショートステイ利用者 (月1万円超)
月額 1,000万円	月額 650万円、天婦 1,650万円	月額 390円	月額 600円
月額 550万円、天婦 1,550万円	月額 500万円、天婦 1,500万円	月額 650円	月額 1,000円
月額 500万円、天婦 1,500万円		月額 650円	月額 1,300円

※施設入所者とは、介護保険施設に入所している方を指します。ショートステイ利用者とは、介護保険施設に入所している方を指します。

厚生労働省

(4)入所申込みは希望者が直接施設に行い、施設は申請状況を町に報告する義務はなく、町が常時把握できる仕組みにない。町民の待機者数の把握も困難なことから、町では定期的に町内の老人ホームに町民の待機者数の聞き取りを行っている。

町内の特別養護老人ホーム4か所の本年11月末現在の待機者数は申込者の延べ数で154人である。(5)本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた地域で自らの能力に応じ自立した生活を継続できるよ

う支援すること、特別養護老人ホームの待機者数の減少につなげたい。

問
地域おこし協力隊員をはじめとする定住・移住対策について

答
更なる増員など受入について随時柔軟に対応していきたい



地域おこし協力隊は平成21年度に総務省によって制度化された。幕別町の地域おこし協力隊員は会計年度任用職員フルタイム型での雇用となっている。幕別町がフルタイム型とする理由は何か。また、地域おこし協力隊の副業に対する考え方は。

町長

本町で任用している3名の地域おこし協力隊員の職務の内容から、多岐に渡って職員との連携が必要であり、さらには将来の定住に向けての生活の安定を図ることを勘案してフルタイム会計年度任用職員として任用している。

しかしながら、地域おこし協力隊員の任用期間は3年が限度であることや任用期間終了後における起業や定住に向けた準備を行っていくことも必要と考えることから、今後は地域おこし協力隊員の意向を踏まえ、職務の内容や任用形態、副業の許可等について柔軟な対応を考えたい。



藤原 孟 議員
(無会派)

問 飲酒運転は、当事者のみならず周囲に多大な損害を与える重大な犯罪である。

飲酒時は、重大事故に直結する悪質で危険度の高い運転であり、いかなる理由があろうとも絶対に許される行為ではない。

一人ひとりが飲酒運転を「しない・させない・許さない」強い規範意識を持ち、飲酒運転撲滅に努め、以前より強い宣言文の発信を行い、さらなる普及啓発対策への取り組みについて伺う。

(1)令和2年8月、札内豊町で5人の死傷者が出る交通事故が発生。

また、令和3年10月には本町のランドマークである旧役場庁舎に車が突っ込む物損事故が発生。この2件の交通事故の要因と概要は。(2)令和3年の北海道交通安全協会の飲酒運転根絶を呼びかけるグッズは。

(3)町をあげて飲酒運転根絶の普及啓発は。

町長
(1)令和2年8月の札内豊町の事故

問 飲酒運転は重大な犯罪です

答 「誰も見ていないから」や「ちょっとなら」が事故に発展することを強く訴える

は、新聞報道によると、運転していたのは17歳の少年で2018年頃から無免許運転の常習、事故前にビールを飲み、時速152キロで走行し、運転操作を誤ったのが事故の要因と考えられている。

令和3年10月の旧役場庁舎物損事故の発生要因は、飲酒運転により運転操作を誤ったものと伺っている。

(2)北海道交通安全推進委員会では、交通安全や飲酒運転根絶を呼びかける、啓発用ポケットティッシュやポスター・チラシ・夜光反射材・メモ帳などの啓発グッズを市町村の交通安全推進協議会等へ配付しており、また、交通安全運動として年に4回それぞれ10日間、旗波作戦など交通安全運動の取組を全道で実施している。

(3)町では、交通安全運動期間中に、幕別町生活安全推進協議会が主体となり、街頭啓発旗波作戦を行い、啓発グッズを配布し交通安全を呼びかけ、年末の歳末地域安全運動では、各公区的生活安全推進員や

帯広警察署員とともに商店等を巡回し、飲酒運転根絶や防犯を呼びかけるポスターやグッズを配布し啓発に努めている。

今後は、7月13日の飲酒運転根絶の日を広く周知するとともに、飲酒運転による悲惨な事故を忘れないよう広報紙等で紹介し、「誰も見ていないから」や「ちょっとなら」などの油断が一生を左右する事故に発展してしまうことを強く訴え、悲惨な事故を記録した巡回パネル展を開催するなど、啓発活動に努める。

問 模倣犯の出現を恐れる保護者の声

答 施設整備と安全点検、危機管理マニュアルの再確認を行う

問 宮城県登米市の豊里こども園に、包丁を持った男が侵入。「子どもなら簡単に殺せると思った。」このような危険な考えを持った行動を模倣する者に対して、町の施設の危機管理マニュアル、防犯訓練、防犯グッズ、構造

物侵入対策は。

町長

危機管理マニュアルは、わかば幼稚園で「防犯緊急対応マニュアル」を平成16年に、町立の認可保育所は「幕別町立認可保育所危機管理マニュアル」を平成23年に作成している。

各マニュアルでは、職員に求められる施設管理や予防行動、不審者と判断するためのポイントや応答方法、不審者と判断してからの行動手順や職員同士の連携対応等について定め、常に職員室の目の届くところに配置し、職員間で不審者情報や対応方法についての確認と情報共有を行っている。

防犯訓練については、わかば幼稚園と町立の認可保育所では警察署に協力をいただき年1回実施。

へき地保育所においては訓練は実施していないが、職員の役割分担や対応、園児には避難時の約束事の確認を年1回行っている。

防犯グッズについては、わかば幼稚園と町立の認可保育所には、不審者確保用の「さすまた」や危険を知らせるための「非常用ブザー」を各クラスに配備。

へき地保育所には、警察署への通報と連動する「110番非常通報装置」を設置するとともに、玄関の施錠を行っている。



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



高齢者は年金収入で家計を支えている。マクロ経済スライド制により物価上昇率より賃金変動率が下がった場合、賃金の方にあわせて年金額が引き下げられている。

令和3年8月から介護施設を利用している低所得者の食費・居住費を軽減する「補足給付」制度が改定され、負担が増えている。

また、ショートステイを利用している高齢者の食費負担は住民税非課税世帯で1.5倍から2倍に引き上げになっている。後期高齢者医療保険料も2年ごとに見直され負担が重くなっている。

(1) 介護保険について

① 介護施設の食費・居住費の補足給付を受けられなくなった高齢者数と影響額、町として支援していく手立てを。

② 国に「補足給付」制度を元に戻すよう求めていくこと。

③ 介護従事者の実態調査と充足率、また待遇改善を。

④ 後期高齢者医療制度について

問 高齢者が安心して住みつづけられる町政を

答 地域包括ケアシステムの深化を推進している

① 制度変更により9割軽減から7割軽減となった一人当たりの影響額は。

② 2020年度広域連合会計決算で542億円の余剰金が発生している。

22年23年の保険料率抑制に使うよう広域連合に求めていくこと。

町長

(1) ① 預貯金等の基準額の引下げにより補足給付を受けられなくなった高齢者は、令和3年11月末現在で15世帯16人である。

影響額は、個々のサービス利用状況によって異なり、一例として利用者負担第3段階の施設入所者で、これまで1日当たりの食費の負担限度額が650円だったものが基準費用額である1445円に引上げとなり、月額で最大約2万4千円の負担増となる。

一定額以上の資産を有する方に対し、一定程度の負担を求めることは介護保険制度を持続可能な制度とするためにやむを得ないものである。

であり、町独自の支援策は今現在考えていない。

② 国に対しては、今後も利用者の負担が過重となり、サービスの利用控えにつながるのではないよう要望していく。

③ 町内の各事業所は、北海道や本町の条例に規定する人員基準に基づき適正な従業員数が配置され、充足率は100%である。

介護従事者の労働実態は、町が指定を行う事業所に対し、令和2年度における退職者および新規採用者の状況を調査したところ、退職者が41人に対し、新規採用者が46人であり、退職者の補充が円滑に行われていると認識している。

介護職員の待遇改善は、基本的に国と北海道の役割であり、介護事業所の参入促進や人材の定着、育成を目指して、介護報酬、基金を活用した取組が講じられている。

平成27年に介護職員の賃金改善を目的として創設された介護職員処遇改善加算は、令和3年度において、町内18法人中17法人が、令

和元年度に創設された介護職員等特定処遇改善加算は、18法人中10法人が加算を取得している。

町としては、各法人に制度の活用を働きかけ、介護職員の待遇改善を図って行きたい。

(2) ① 令和元年10月までの9割軽減の対象者は、単身世帯で年金収入のみの場合、年金収入が80万円以下で令和元年度の後期高齢者医療保険料の均等割額が5万205円の場合である。

9割軽減とした場合の保険料が5020円、本則の7割軽減とした場合の保険料が1万5061円となり、その差引額1万41円が一人当たりの影響額となる。

② 後期高齢者医療保険料の設定に当たっては、道内全ての市町村をもつて組織する北海道後期高齢者医療広域連合において、市長、町村長、市議会議員および町村議会議員で構成する広域連合組合議会による議決を経て、保険料を決定する仕組みとなっている。

本町としても、急激な保険料の上昇は避けるべきものと認識しており、さまざまな機会を捉え広域連合に対し、可能な限り剰余金を保険料の抑制に活用するよう、要望を行いたい。





酒井はやみ 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



約2年におよぶコロナ禍で行事、部活動などが制限され、先が見えづらい不安定な状況の中で高校生自身、保護者や教職員など関係者が、高校生活の充実や進路選択を支えるために懸命な努力をされてきた。

町としても、修学支援資金交付事業や「魅力ある高校づくり支援事業」で多彩な支援を行ってきた。とりわけスタートして3年目を迎えた幕別清陵高校は、魅力ある学校づくりを軌道に乗せていくことが求められている。

このコロナ禍にあっても高校生たちが望む高校生活、進路選択が保障されるよう、町としてできる支援について以下伺う。

- (1) 魅力ある高校づくり
- ① 生徒・保護者の学校への評価、要望。
- ② 町内中学生の清陵高校への進学割合。管内他市町村への進学割合。
- ③ 今後の課題、支援内容。
- (2) 通学支援と安全確保
- ① 通学路の安全点検を。

問 高校生の生活と学びを支える支援を

答 今後も、できる限りの支援を実施していきたい

・幕別清陵高校の通学路について、暗くて危険との声があるが対策は。
・みずほ通りや、旧国道など通学路の街灯の整備を。
・沿道の雑草など通行障害の点検を。

② 通学費用の支援を。

教育長

(1) ①幕別清陵高校の令和3年度前期学校評価アンケート調査では8割の生徒が「入学して良かった」「卒業後の進路について知ることができた。また具体的に考えている」と答え、9割の保護者が「入学させて良かった」「学校は生徒にさまざまな進路情報を提供し、個々にあった進路選択ができるような働きかけを行っていると思う」との回答と伺っている。

また「登校時に坂を上るのが大変なので札内駅から学校までの交通手段を確保してほしい」といった要望があったと聞いている。

中札内高等養護学校幕別分校の令和2年度学校評価アンケートでは8割以上の生徒が「学校は楽し

い」「学校で学んだことは社会に出てから生かせそう」「授業や生徒、先生との関わりを通して成長できたと感じる」との回答である。

また、保護者へのアンケートでは9項目の各5点満点の項目中、いずれも3点台後半以上、2項目が4点台と高い評価であり、その中では特に要望はなかった。

② 町内中学校卒業生のうち幕別清陵高校への進学は平成31年度が14・3%、令和2年度が13・9%、3年度が20・4%。管内他市町村への進学割合については、令和3年度で帯広市内が58・5%、市外が13・7%であった。幕別清陵高校の入学者に対する町内の割合は令和3年度で45・6%。

③ 幕別清陵高校については出願数は多いが、併願している私立高校を選択し、定員割れが続いている。中札内高等養護学校幕別分校は、卒業後の就職先の確保が課題である。

町長

(2) ① 照明が必要な箇所は、防犯灯を設置しており、今後も状況を確認しながら必要に応じ増設するとともに、道路パトロールを行い、適時の草刈りや剪定を実施し、安全な道路環境の確保に努める。

教育長

② 現時点では通学費用の支援よりも、生徒の皆さんが意欲的に学習ができ、個に応じた進路選択が叶うよう、教育活動に注力した支援を最優先と考えている。

再質問

① 幕別清陵高校へ給食を提供する考えは。

② 高校生修学支援資金の申請に対して認定者が2割台と低い。必要な世帯が支援を受けられるよう制度を拡充する考えは。

教育長

① 小中学生の数は減少していく傾向にあり、幕別清陵高校の学校給食提供を開校前に検討したが、給食センターの容量が足りなく断念した。今後の児童生徒数の推移によつては、できる可能性があり状況に応じながら検討したい。

② 町では生保対象の収入基準の1・3倍未満ということで、一定程度の所得の低い世帯については賄われていると感じている。



岡本眞利子 議員
(政清会)



子宮頸がんは子宮の出口付近に発生し、若い世代の女性が罹患（りかん）しやすいがんの一種である。

子宮頸がんはHPV（ヒトパピロームウイルス）の感染が原因といわれており、日本では毎年1万人の女性が罹患、約3千人の女性が亡くなっている。

HPVワクチンについて、正しい情報を提供することにより、接種の検討をしてもらうことが重要であるため、以下について伺う。

- (1) HPVワクチン接種の推移、接種による副反応、重篤な報告数。
- (2) 定期接種の有無、機会を逃した方への対応。
- (3) 接種対象者に対しての今後の対応は。

町長

(1) 過去3年間の接種件数は、平成30年度は0人、令和元年度は2人で3回、2年度は2人で7回、3年度は11月末現在、27人で57回であり、アナフィラキシーなどワクチン接種後に生じる副反応を疑う事例は、予防接種法により実施市町村へ通知されることとなっているが、令和3年11月末現在、HPVワクチンに係る報告は受けていない。

問 子宮頸がん予防ワクチンの情報提供について 答 国の動向を注視し機会を逃すことの無いよう情報提供に努める

今後においては積極的な勧奨通知ができるので、情報提供を進めていきたい。

再質問 対象者が学生ということから子宮頸がんについての理解を深めてもらうために厚生労働省のリーフレット改訂版が令和3年10月に作成されているので、学校等にも設置していくべきではないか。

答

情報提供が少し遅れたと反省している。



問 特殊詐欺対策について

答 関係機関との連携強化を図る



今年北海道で発生した特殊詐欺認知件数は令和3年10月末暫定値107件と前年比より47件減少はしているが、いまだに被害が無くならないのが現状である。特殊詐欺を狙ったとみられる予兆電話も100件以上にも

なることから、高齢者を特殊詐欺被害から守るという観点からも早急に対策を講じるべきと考えるが町の見解を伺う。

町長

特殊詐欺などの犯罪の未然防止については、日頃からの注意喚起と啓発活動を通じて、地域全体で防犯意識の向上を図っていく必要があるが、特に情報が行き届かない高齢者には、民生委員やケアマネージャーと更なる連携の強化を図り、日常生活での声かけや啓発パンフレットの配布など、個別の啓発活動をより一層推進し、誰一人として被害に遭わないよう、特殊詐欺被害の防止に取り組みたい。

再質問

電話での被害を未然に防止し、不愉快な電話をブロックする迷惑電話防止機器の導入や自動通話録音装置の無償貸し出しなど、今後、本町でも事業化していく必要があると思うが町の考えは。

町長

現状においては考えていない。金融機関へのお年寄りの見守りの呼びかけで防いでいきたい。ご提言のあったことについては、研究させていただきたい。



中橋 友子 議員
(副議長)



地球の温暖化は極めて深刻で、十勝でも毎年豪雨や暴風、猛暑に襲われている。国連の気候変動に関する会議では、11月に、2030年までにCO₂の削減を45%削減し、平均気温の上昇を1.5度まで抑えることを世界に呼びかけた。

その達成のためにはエネルギー消費量の削減と、二酸化炭素を排出させない再生可能エネルギーの普及が必要となる。

目標達成まで9年間しかない、全国では「ゼロカーボン宣言」をした自治体が、十勝の4町村を含め、492(11月30日現在)に上っている。

幕別町でも計画を策定し、役場、企業、団体はもとより、全町民上げて温室効果ガスの削減に取り組むよう次の点を伺う。

(1)温暖化の影響と気候危機に対する認識は。

(2)温室効果ガスの排出量と気温の推移は。

(3)「省エネ」「再生可能エネ」事

問 気候危機から町民の未来を守る取組を

答 脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める取組に

業の取り組みと効果、課題。啓発活動は。

(4)ゼロカーボンを目指す計画は。

(5)課題となっているバイオガスの業の現状と見通しは。

町長

(1)降雨、降雪の状況の変化が現れ、このような地球温暖化の影響と思

われる気候の変化は、ここ数年十勝管内においても現実のものとなっていることから、特に大雨への

対応については、余裕をもった早めの準備を心がけなければならな

いものと再認識をしている。

(2)本町の年間CO₂総排出量は、環境省の部門別CO₂排出量現況

推計によると、2018年度で約24万1千トンであり、製造・建設・

農林業の産業部門が約8万トン、家庭・商業・サービス業などの業

務の民生部門が約9万1千トン、旅客自動車・貨物自動車・鉄道な

どの運輸部門が約6万6千トン、一般廃棄物で約3千トンとなっ

ている。気温の変動の推移は、本町にお

ける気象観測データが少ないことから、2017年3月に札幌管区気象台が公表した「北海道の気候変化(第2版)」によると、帯広測候所の1898年から2015年の118年間の観測データを基に、100年当たりで平均気温が1.9℃の割合で上昇しており、本町でも同じ傾向と捉えている。

(3)2003年度に「幕別町地域省エネルギービジョン」では、人々の心がけ、日常の行動の中でエネ

ルギー量の削減を実践していくもので、小さな行動の積み重ねで

2010年度のエネルギー消費量8.3%の削減目標を達成し、達

成率は100%であった。

また、2005年度策定の「幕別町地域新エネルギービジョン」

では、新エネルギーの導入で2015年度の二酸化炭素排出量

約3900トンの削減目標に対し6430トンの削減を達成し、達

成率は164%であった。

二酸化炭素排出量削減の具体的な取組としては、2007年度から2015年度まで行った住宅用

太陽光発電システムの導入補助やペレットストーブの導入補助のほか、ホームページや出前講座で省エネ・新エネルギーやハイブリッド自動車の普及促進などがあり、2016年以降も公共施設の太陽光パネルや蓄電池の導入、地中熱ヒートポンプや防犯灯のLED化など継続して取組を行っている。

これら2016年以降の公共での取組で約7千7百トンの二酸化炭素排出量の削減が図られた。

(4)「ゼロカーボン行動十勝宣言」を行い、十勝一体となつて取組を

始めるところである。

本町においては、令和4年度に温室効果ガス排出量や再生可能エ

ネルギーの導入把握、未利用再生可能エネルギー導入の潜在能力を

有効活用するための課題の洗い出し、必要な施策の検討を行い、令

和5年度には温室効果ガス削減目標と具体的な取組を定めた実行計

画を幕別町エネルギー対策推進委員会

で策定し、ゼロカーボンに向けた取組をスタートさせたい。

(5)町としては、十勝バイオガス関連事業推進協議会等を通じて、国

や電力会社等に家畜ふん尿処理施設としてのバイオガスプラントの

必要性を訴え、FITの継続や補助事業の拡充、系統連系の優先接



石川 康弘 議員
(拓政会)



「ライフ・シフト100年時代の人生戦略」の中で著者は、これからの長寿社会では、人生の3つのステージ（教育・勤労・引退）からマルチステージへ変化すると予測している。そして個々人においては、引退後の資金問題にとどまらず、スキル、健康、人間関係といった見えない資産について、できるだけ早いうちから意識し、育んでおくことを提唱している。ここで注目されるのが生涯教育の役割である。特に60歳代以降の高齢者世代が、人生の第二ステージを再設計し実り豊かなものにしていくことが必要であり、今後、地域社会が持つべき教育機能として重要になると考える。



本町における学び直し機会の創出や学びを生かした主な取組としては、グループ活動を通じて豊か

問 生涯教育の役割について

答 住民のニーズを踏まえ、生涯学習講座など、多くの方が参加しやすい学習機会の提供に努める

な人間関係を養い、心身の保持や余暇時間の活用を図り、自らの生きがいを見つけていくことを目的とした「しらかば大学」での活動や、団体・サークル活動などの要望に応じ、芸術・文化等の各方面における指導者を紹介する「生涯学習リーダーバンク」を開設しているほか、百年記念ホールの指定管理者であるNPO法人まくべつ町民芸術劇場が生涯学習講座や文化公演会を開催しており、これらを通じてマルチステージを含むキャリアを追究する人たちへの一助となっているものと捉えている。

教育委員会としては、今後においても地域の特性や年齢層などを考慮した多様な講座の開設や実習、展示会の開催など、さまざまな学習機会の提供を図るとともに、住民のニーズを踏まえ、生涯学習講座など、多くの方が参加しやすい学習機会の提供に努めていく。

「解説」

「ライフ・シフト100年時代の人生戦略」とは、ロンドン・ビジネス・スクール教授のリンダ・グラットン、アンドリュース・スコットによる著書の中で提唱された言葉で、先進国の2007年生まれの人2人に1人が103歳まで生きる時代が到来するとし、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を論じている。

マルチステージとは、リンダ・グラットンが提唱する人生戦略のモデル。

20歳前後で社会に出てからは会社勤め、フリーランス、学び直し、副業・兼業、起業、ボランティア・など、さまざまなステージを並行・移行しながら生涯現役であり続けるというモデルである。

問 労働者協同組合法の対応について

答 国や道などの情報を収集し、関係部局で情報共有して制度周知に努める



令和2年12月4日労働者協同組合法が国会において成立をし令和4年10月1日施行されることが決まった。このことについて周知・広報活動のための職員・住民・関係団体等を対象とする学習会をする考えは。

町長

労働者協同組合法は、令和4年10月1日の施行に向けて、今後、国において施行のために必要な関係省令や指針が定められていくことになることから、現状にいては、制度運用の詳細は明らかにされておらず、町としては、法施行に向けた国や北海道の動向を注視しているところである。

このようなことから、現時点においては、町として学習会を開催することは予定していないが、今後、国や道などの情報を収集して研究を重ねるとともに、国が労働者協同組合の活動の具体例として示している介護・福祉、子育て、地域づくりなどの関係部局で情報を共有しながら、制度の周知に努めていく。



荒 貴賀 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



令和3年2月、公共施設の
使用料・手数料の見直しに
関する基本方針案が示された。幕
別町民はこれまで減免され無料と
なっていた使用料が有料となる。

町の公共施設は、文化・スポー
ツ、趣味等多様で自主的な住民の
交流の場として大きく貢献してい
て、住民には大切で身近な施設で
あり、住民活動こそ応援するべき
である。町の姿勢を伺う。

- (1) いま減免規定を見直す理由
- (2) 使用料引き上げの影響
- (3) 施設利用に伴う別途加算の範囲
- (4) 老朽化が進む公共施設。住民が
安全に使用できるよう手立てを

町長

(1) 地方公共団体が提供する公共サ
ービスは、住民から徴収した税金
で賄われているが、公共施設の使
用など利益を受ける方が特定され
るものを全て税金で賄うことは、
公平が保たれないこととなる。

これまでも公共施設の使用にお
ける受益者負担の見直しについて

問 住民コミュニティの減少が予想されるた
め、利用料の見直しを
答 行政改革の一環、利用者には理解を求め
たい

検討してきたが、最終的な見直し
には至っていないかった。

平成28年に策定した「第4次行
政改革大綱」において、引き続き
「使用料・負担金等受益者負担の
見直し」および「公共施設使用料
減免の見直し」を推進項目に掲げ
ていることから、令和3年1月に
「幕別町使用料等審議会」を設置
し、使用料等の見直しの中で減免
の在り方、範囲等も含め諮問をし、
この度、令和3年12月に受益者負
担を原則とする答申をいただいた。
(2) ほとんどの公共施設は、営利目
的等の使用を除き使用料を免除
する取り扱いをしていた。

今回策定する基本方針では、個
人使用は高校生以下を除き、団体
使用は町行政の推進のために使用
する場合などを除き、免除の対象
外となる。

しかし、これまで使用料の設定
がなかった施設を除き、ほとんどの
施設では現行より低額となる見
込みで、見直しによる影響は使用
料の引上げによるのではなく、減

免基準の見直しによるものである。
(3) 別途加算は、営利目的や入場料
等を徴収して使用する場合に付帯
設備、備品などの物品使用に別途
徴収する使用料および冷暖房加算
がある。

営利目的・入場料徴収等加算お
よび物品使用料は、今回策定の基
本方針では概ね設定の変更はな
く、加算の対象、区分、金額等に
ついて一定の整理を行っている。

冷暖房加算は、期間中も使用し
ない場合があるほか、使用料を算
定するための原価に算入済である
ことから、別途加算は行わないも
のとした。

(4) 「幕別町公共施設等総合管理計
画」および「個別施設計画」に基
づく公共施設の管理に関する対応
方針を基に、適正な管理に努め、
施設の統廃合や改築、改修等の必
要が生じた際は、総合計画3か年
実施計画に計上し、計画的に実施
していく。

再質問

(1) 使用料の見直しが説明された
際、パブリックコメントが行われ
た。延べ件数71件と多くの方から
意見があったが、住民意見は反映
されたのか。

(2) そもそも無料であった施設が、
今回の見直しで使用料が発生して
いるが、その根拠は。

(3) 別途加算で町から高額な使用料
が説明されたと聞く、なぜそのよ
うなことになったのか。

答

(1) 見直し料金のほとんどが値下
りになる状況であり、使用料等審
議会には体育連盟や文化加盟団体
の代表者も加わって答申をいた
だいていることから理解いただい
ているととらえている。

(2) 無料であった施設も維持管理費
がかかっている、使用料をいただ
かなければ不公平になるというこ
とで、27施設については新たな設
定させていただいた。

(3) 別途加算とは団体等の物品預
かり場所の使用料のことであるが、
行政財産の使用として負担しても
らうが本来である。使用料を全額
いただくのか、活動支援面にお
いて減免するかについては、全体
のバランス、実態を確認し、今後、
詰めていきたいと考えている。